

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行																																																																																													
<p>別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 〔 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 印</p> <p>1 業務の状況</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 連結自己資本規制比率の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">（記載要領）</p> <p style="padding-left: 40px;">最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第 208 条の 28 第 1 項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、様式Bにより記載すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">（様式A）</p> <p style="padding-left: 40px;">（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（様式B）</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項 目</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">前期末</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">当期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">経過措置による不算入額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">経過措置による不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末		当期末			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/	<p>別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 〔 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 印</p> <p>1 業務の状況</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 連結自己資本規制比率の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">（記載要領）</p> <p style="padding-left: 40px;">最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第 208 条の 28 第 1 項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、様式Bにより記載すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">（様式A）</p> <p style="padding-left: 40px;">（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（様式B）</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資 本 金</td> <td></td> <td></td> <td>短 期 劣 後 債 務</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">非累積的永久優先株</td> <td></td> <td></td> <td>準補完的項目不算入額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>新 株 式 申 込 証 拠 金</td> <td></td> <td></td> <td>準 補 完 的 項 目 (C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> <td>自己資本総額(A+B+C)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 己 株 式</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">(D)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 己 株 式 申 込 証 拠 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社 外 流 出 予 定 額</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券の評価差損</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	資 本 金			短 期 劣 後 債 務			非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△	新 株 式 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)			資 本 剰 余 金						利 益 剰 余 金			自己資本総額(A+B+C)			自 己 株 式	△	△	(D)			自 己 株 式 申 込 証 拠 金						社 外 流 出 予 定 額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			その他有価証券の評価差損	△	△			
信用リスク・アセット算出手法																																																																																														
項 目	前期末		当期末																																																																																											
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額																																																																																										
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目																																																																																														
普通株式に係る株主資本の額		/		/																																																																																										
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/																																																																																										
うち、利益剰余金の額		/		/																																																																																										
信用リスク・アセット算出手法																																																																																														
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																									
資 本 金			短 期 劣 後 債 務																																																																																											
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△																																																																																									
新 株 式 申 込 証 拠 金			準 補 完 的 項 目 (C)																																																																																											
資 本 剰 余 金																																																																																														
利 益 剰 余 金			自己資本総額(A+B+C)																																																																																											
自 己 株 式	△	△	(D)																																																																																											
自 己 株 式 申 込 証 拠 金																																																																																														
社 外 流 出 予 定 額	△	△	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																											
その他有価証券の評価差損	△	△																																																																																												

意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他 Tier 1 資本不足額				
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通株式等 Tier 1 資本				
普通株式等 Tier 1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他 Tier 1 資本調達手段に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係				

直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			I/Oストリップス		
			控除項目不算入額	△	△
			控除項目（E）		
一般貸倒引当金					
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金が期待損失額を上回る額			自己資本額（D－E）（F）		
			資産（オン・バランス）項目		
負債性資本調達手段等			オフ・バランス取引等項目		
負債性資本調達手段			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	△	△
期限付劣後債務及び期限付優先株			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計（G）		
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率（A/G）	%	%
補完的項目（B）			連結自己資本規制比率（F/G）	%	%

（注意事項）

- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

る基礎項目の額に含まれる額				
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第5条第2項）によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第6条）によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (二)				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier 1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier 1 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第7条第2項）によりその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本不足額				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他 Tier 1 資本				
その他 Tier 1 資本の額（（二）－（ホ）） (ヘ)				
Tier 1 資本				

- 3 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 4 「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定のコ額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。
- 繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。
- 5 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度（同令第1条の2第1項第2号に規定する前連結会計年度をいう。）に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（以下略）

Tier 1 資本の額（（ハ）＋（ヘ）） （ト）				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier 2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行する Tier 2 資本調達手段の額				
Tier 2 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、最終指定親会社及び最終指定親会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金 Tier 2 算入額及び適格引当金 Tier 2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金 Tier 2 算入額				
うち、適格引当金 Tier 2 算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 4 条第 2 項）により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 5 条第 2 項）により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 6 条）により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 （チ）				

<u>Tier 2 資本に係る調整項目</u>				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 7 条第 2 項）により Tier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
<u>Tier 2 資本に係る調整項目の額（リ）</u>		/		/
<u>Tier 2 資本</u>				
<u>Tier 2 資本の額（（チ）－（リ））（ヌ）</u>		/		/
<u>総自己資本</u>				
<u>総自己資本合計（（ト）＋（ヌ））（ル）</u>		/		/
<u>リスク・アセット</u>				
資産（オン・バランス）項目		/		/
オフ・バランス取引等項目		/		/
CVAリスク相当額を 8% で除して得た額		/		/
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/		/
マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額		/		/
信用リスク・アセット調整額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額調整額		/		/
調整項目に係る経過措置（連結自己資本規制比率改正告示附則第 7 条第 2 項）によりリスク・アセットの額に算入されるもの		/		/

の額				
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
連結自己資本規制比率				
連結普通株式等 Tier 1 比率 ((ハ) / (ヲ))	%		%	
連結 Tier 1 比率 ((ト) / (ヲ))	%		%	
連結総自己資本規制比率 ((ル) / (ヲ))	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算 入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に 係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの に限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目 不算入額				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係る Tier 2 資本算入上限額				
内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計 額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエ クスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が 零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手 段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合に あっては、零とする。）				

適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(注意事項)

- 1 「信用リスク・アセット算出手法」の欄には、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 2 「連結自己資本規制比率改正告示」とは、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（平成 24 年金融庁告示第 29 号）をいう。
- 3 本表の各項目のうち連結自己資本規制比率改正告示附則第 5 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」の欄に記載すること。
- 4 「その他 Tier 1 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 5 「Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 6 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 2 条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」の欄の金額又は比率が前連結会計年度（同令第 1 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する前連結会計年度をいう。）に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)